

# 第Ⅰ部

## 計画策定にあたって

### Ⅰ 計画策定の趣旨

平成11年の男女共同参画社会基本法の制定後、唐津市では平成17年9月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成27年の「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定時には、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」として、DV対策を計画的、継続的に進めるなど、行動計画と切り離して策定し、課題解決に努めました。

さらに、平成27年に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき、平成30年に「唐津市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを進めてきました。

この3つの計画を策定して取組を進めてきましたが、いずれの計画も問題の根底には、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー※1）に基づいて役割を決める固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視があると考えられます。このため、令和2年3月に「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、成果や課題を整理し、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化など多様化する社会情勢に一体的に対応するため、3つの計画を1本化して「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」として策定するものです。

※1 社会的・文化的に形成された性別のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### 3 前回計画の評価

#### ▼唐津市男女共同参画行動計画（第3次）及び唐津市DV被害者基本計画

##### （第2次）の評価

平成27年3月に策定した唐津市男女共同参画行動計画（第3次）では、4つの基本目標「男女共同参画の意識づくり」「男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり」「男女間の暴力のない社会づくり」「生涯を通じた健康づくり」を掲げ、施策を推進してきました。これらの基本目標の実現に向けた事業の実施状況は、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行った結果、156施策中101施策（64.7%）が目標をおおむね達成しA評価となっています。

また、唐津市DV被害者基本計画（第2次）（平成27年3月）では、39施策中31施策にあたる約8割（79.5%）が、目標をおおむね達成しA評価となっています。（評価の詳細は、参考資料「5 第3次唐津市男女共同参画行動計画などの評価」（P.●●）をご参照ください。）

唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の基本目標ごとの取組状況は次のとおりです。唐津市DV被害者基本計画（第2次）の評価については、類似施策が多いため、基本目標Ⅲに含めて記載しています。

##### 基本目標I 男女共同参画の意識づくり

フォーラムや講演会の開催などの啓発活動・情報提供を多用な媒体・テーマを活用し取り組みました。地域防災や男性の育児参画など、身近なテーマを題材にした講座では、これまでよりも多くの参加者がありました。また、中学生と親子が触れ合う中学校子育てサロンも継続して実施しており、男女で一緒に子育てる男女共同参画意識の形成に繋がっています。

女性委員の登用促進に関しては、公的審議会の女性委員登用率40%以上とし、全ての審議会に女性委員を登用することを目標に掲げ、改選時期に合わせて各課に依頼や事前協議を行いましたが、目標達成には至っていません。

##### 基本目標II 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

仕事と家庭生活・地域生活の両立のため、保育支援の充実、子育て・介護に関する情報提供・相談体制の整備などを実施しました。また、高齢の人・障がいのある人が自立して暮らせるように、関係機関と連携した事業の展開や、地域での男女共同参画推進のために出前講座「お出かけ講座志援隊」を派遣し、啓発を実施しました。

職場・地域などの様々な場面で女性の参画が促進されるように、企業・団体などへセミナー開催に関する情報を行いました。

### 基本目標Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり

(※唐津市DV被害者基本計画(第2次)の取組を含む)

平成28年度から年1回DV防止啓発セミナーを開催するとともに、市内全高等学校へのデータDV防止啓発カードの配布や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展示を実施し、啓発を行いました。

子育て支援課内に「女性総合相談」の窓口を設置し、女性のさまざまな相談に対応したほか、相談員の資質向上のため、研修会への参加などにも努めました。

DV被害者の発見通報・保護体制や自立支援体制の整備としては、警察や各市民センター、佐賀県DV総合対策センターなどの関係機関と情報共有し、連携強化を図りました。

### 基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康づくり

各種健康診査や健康相談、健康教室・講座などを実施し、生涯にわたる総合的な心と身体の健康づくり支援の実施、また、妊婦健康診査や訪問指導・出産前の夫婦を対象とした講座などにより、女性の健康支援の充実に努めました。

特定健康診査の受診率は向上していますが、各種がん検診、婦人の健康診査は受診率がなかなか伸びていません。

### ▼唐津市女性活躍推進計画の評価

唐津市女性活躍推進計画(平成30~31年度)の達成度は、「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が約4割、「目標に対してほぼ着手しておらず、未達成」とするC評価が約3割を占めており、今後ますますの充実が必要です。

「目標I職業生活における女性活躍の推進」の取組状況としては、国や県が主催する再就職支援セミナー、企業支援セミナー、ハラスメント防止セミナーなどの開催情報を広報しました。また、企業の代表や管理職を対象とした勉強会を開催し、職場における男女共同参画を推進し、職場における意識改革を図りました。

「目標II就業生活と家庭生活の両立支援」では、男性の育児参画講座の開催や、ワンライフバランスセミナーなどの告知を行いました。

また、唐津市女性活躍推進計画に掲げた成果目標の達成率は、次のとおりです。「ワーク・ライフ・バランス」の認知度のみ、目標値を達成しています。

【唐津市女性活躍推進計画：成果指標の達成状況（平成30年度）】

項目	目標値	基準値	実績/達成度
男女共同参画の推進に取り組む事業所数	30 事業所	-	28 事業所 /93.3%
「女性の大活躍推進佐賀県会議」会員登録数	37 事業所	16 事業所 (H28)	28 事業所 /75.7%
公的審議会の女性登用率	40.0%以上	32.4% (H28)	33.3% /83.3%
市職員 係長以上の女性職員の割合	25.0%	17.2% (H29)	18.9% /75.6%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (男女共同参画に関する唐津市民意識調査)	50.0%	25.4% (H25)	63.3% /126.6%

**基本目標 4****男女間の暴力のない社会づくり****▼基本的な考え方**

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。配偶者や交際相手からの暴力を指すDV(ドメスティック・バイオレンス)※1、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。

このような状況を改善していくために、まずはDVを正しく理解し、周囲の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進する必要があります。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、自立に向けた支援の充実、被害者を発見し保護するための緊急体制など、さまざまな府内の部署や府外の関係機関との連携強化を図りながら男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

**▼施策の方向**

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

---

※1 DVは男女間、配偶者間などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指します。DV防止法には、「被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっている」と明記されていますが、近年は女性から男性への暴力、同性パートナー間の暴力なども問題になっています。

## 施策の方向（Ⅰ）男女間のあらゆる暴力の根絶

### ▼現状と課題

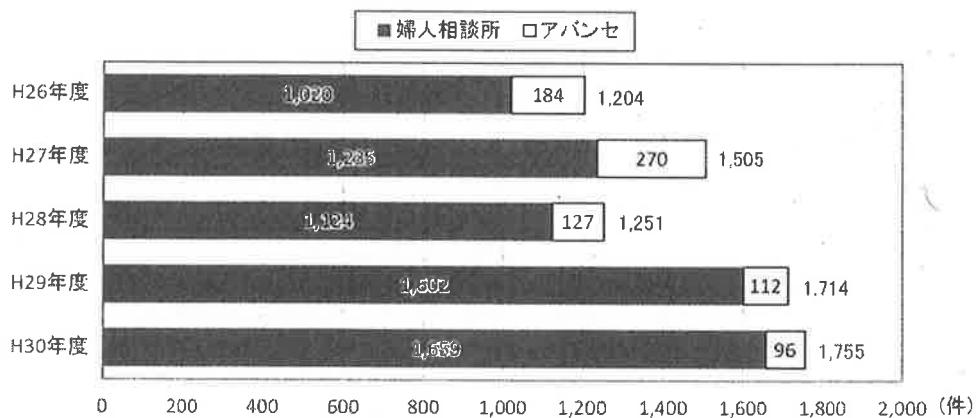
DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害するもので、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画社会実現の妨げになります。

佐賀県及び唐津市のDV被害の現状として、佐賀県配偶者暴力相談支援センターや唐津市女性総合相談窓口への相談件数は年度によってバラつきがあるものの、佐賀県警察本部のDV事案取扱件数が平成30年度に過去最多となるなど、被害は増加傾向にあります。

また、市民意識調査では、配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことのある人の割合は、2割弱と少なくありません。配偶者間のみならず、中学生や高校生などの若い世代のデートDVも問題となっており、中学生意識調査では、割合は高くないものの、デートDVを受けたことがあると回答した生徒が見られました。

男女間の暴力を未然に防止するとともに、暴力を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。このため、すべての人がDVへの理解を深めるとともに、若い世代へのDV予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を一層推進します。

【佐賀県配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数の推移（佐賀県全体）】



資料：佐賀県こども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課